

## 第9章 不服申立て

### 法律

(不服申立て)

第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から2月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。

第51条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第22条の規定は、前項の規定する処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

### 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

(処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(不作為についての審査請求)

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

(審査請求をすべき行政庁)

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

1 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若し

くは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

- 2 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 3 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（第2号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- 4 前3号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁  
（再調査の請求）

第5条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第2条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

（誤った教示をした場合の救済）

第22条 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査請求庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 第1項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第61条において読み替えて準用する第19条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第61条において準用する第20条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。
- 4 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第61条において読み替えて準用する第13条第1項又は第2項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がなされたものとみなす。

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条

において単に「不服申立て」と総称する。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行わなければならない。

### **鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）**

（目的）

第1条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除

(2) 次に掲げる法律の規定による不服の裁定

イ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第133条

ロ 採石法（昭和25年法律第291号）第39条第1項

ハ 森林法（昭和26年法律第249号）第190条第1項

ニ 農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項

ホ 海岸法（昭和31年法律第101号）第39条の2第1項

へ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第63条第1項又は第78条

ト 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第50条第1項

チ 河川法（昭和39年法律第167号）第97条第4項

リ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第40条第1項

ヌ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第51条第1項（同法第58条第2項並びに景観法（平成16年法律第110号）第73条第2項及び第75条第3項において準用する場合を含む。）

ル 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第32条第1項（同法第46条第3項において準用する場合を含む。）

ヲ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第33条第1項

ワ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第33条第1項

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第43条第1項

コ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第26条第1項

第50条 裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

## 1 法第50条の趣旨

本条は、開発許可等の処分に関する不服申立てのうち、法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為又はこれらの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は開発審査会に対して審査請求をすることとしたものです。

当該監督処分に不服のある者が、開発審査会に対して審査請求をすることができるのは、これらの規定に基づく処分についての審査請求及びこれらの処分に係る不作為についての審査請求です。

本法に基づく処分で、本条に規定されているもの以外のもの（法第37条第1号、第45条の規定に基づく承認等）についての審査請求は、行政不服審査法に規定されている一般則に基づき、許可権者（処分庁又は不作為庁）に対する審査請求を行うこととなります。

## 2 不服審査手続の概要

(1) 不服申立ての当事者となるのは、処分により不利益を被る個人又は法人及び不作為に係る処分その他の行為の申請をした個人又は法人となります。処分により不利益を被る者には、処分の名あて人ばかりでなく、第三者も含まれますが、当該処分により直接に法律上の権利利益を侵害された者に限られます。

(2) 処分についての審査請求は、原則として処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならないが、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、請求することができなくなります。

(3) 手続は、書面によって行うことが原則で、審査請求書を提出します。

ア 処分についての審査請求書には、次の事項を記入しなければなりません。

- ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 審査請求に係る処分の内容
- ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- ④ 審査請求の趣旨及び理由
- ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
- ⑥ 審査請求の年月日

イ 不作為についての審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- ③ 審査請求の年月日

(4) 審理は、当事者から提出される書面及び処分庁から提出される弁明書等の書面により行われ、

双方の主張を審査庁から交互に送付して、反論を求める形で進行しますが、開発審査会における審査請求についての審理では、公開による口頭審理が行われます。また、審査庁が必要と認める場合には、証拠提出を求め、又は検証することもあります。

- (5) 裁決は、書面により行われ、請求期間を徒過している等審査請求が不適法である場合は却下され、主張の根拠に合理性がない等審査請求に理由がない場合には棄却されます。審査請求に理由がある場合には、当該処分全部又は一部を取り消し、又は処分庁に対し、事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命じます。

### 3 不服申立ての特例

#### (1) 法第51条の趣旨

本条は、鉱業等との調整に関する事項を理由とする不服審査について規定したものです。

法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分に関し、鉱業等との調整に関する事項を理由として行われる不服申立については、その理由の当否の判断について、これらの鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができることとしたものです。

#### (2) 公害等調整委員会に対して行う不服審査の具体的な事例

- ア 市街化調整区域内において鉱業権者から法第34条第2号に該当するとして開発行為の許可の申請があった場合において、鉱物資源の有効な利用のためにはその必要がないとして不許可処分をしたときに、当該鉱業を営むために必要不可欠であるとして審査請求を行う場合
- イ 宅地開発に伴い大規模な洪水調整池が設置されることにより、鉱業権者から洪水調整池の周辺で鉱物の掘採に対し、水圧等の影響が著しいとして審査請求を行う場合

#### (3) 法第51条第1項

不服の理由が鉱業等との調整に関するものである場合においては、公害等調整委員会に裁定の申請をするべきであり、行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできません。

#### (4) 法第51条第2項

仮に、本条による裁定の申請ができる旨の教示に誤りがあり、かつ、開発審査会に提出された審査請求が本条に該当すると認められる場合には、本項で準用する行政不服審査法第22条により、開発審査会は、すみやかに書類を公害等調整委員会に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければなりません。これにより、当初から公害等調整委員会に審査請求がなされたものとみなされ、申請人の救済が図られることとなります。

- (5) 公害等調整委員会は、「鉱業等に係る土地利用の調整手続に関する法律（昭和25年法律第392号）」の定めるところにより裁定を行うこととなります。